

倪元璐年譜（一五九三～一六四四）

河内利治（君平）編

【凡例】

○この年譜は、「倪文正公年譜四卷」の原文を、書き下し文で示したものである。ただし、奏疏文など長文の場合は割愛したところがある。また、読み、意味、補足を（ ）を用いて加えたところがある。

○底本として、中華書局『倪元璐年譜』（一九九四年刊）所収の、男会鼎恭述「倪文正公年譜四卷」を使用した。これは、倪元璐の長男、倪会鼎撰『倪文正公年譜』（全四巻・咸豊四年刊・粵雅堂叢書本）を底本に、李尚英氏が点校したものである。この『倪元璐年譜』は、「倪文正公年譜」と「附録」を収める。「倪文正公年譜」は、巻一、巻二、巻三、巻四、諭祭文、跋（徐倬）、跋（伍崇曜）からなり、「附録」は、福王贈卹令、倪公墓誌銘（黄道周）、倪元璐（李長祥『天問閣集』巻上「甲申廷臣伝」、倪元璐（計六奇『明季北略』巻二十一上「殉難文臣」、倪元璐（徐秉義『明末忠烈記実』巻十一）、倪文貞公伝（趙吉士『続表忠記』巻七）、倪文貞公伝（蔣士銓）、倪文貞公伝（朱彝尊『静志居詩話』巻二十）、倪元璐伝（『明史』列伝）の九篇が収められている。

○粵雅堂叢書本『倪文正公年譜』は、台湾商務印書館から「新編中国名人年譜集成」の一つとして、中華民國六十七年（一九七八）三月に洋装本で出版されている。本稿ではこの本も参照した。倪文正公小像、賛（黄道周）、跋（徐倬）が巻首に、諭祭文、跋（伍崇曜）が巻末に収められている。

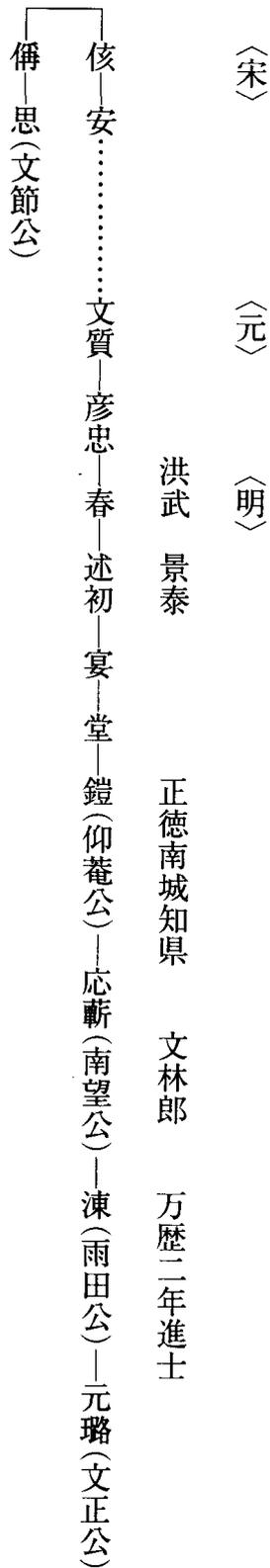
○粵雅堂叢書本『倪文正公年譜』所収の、清順治十年（一六五三）の聖諭「諭祭文」は、倪元璐の諡を「文正」に改めている。これは雍正帝の諱「胤禛」を避けたためである。中華書局本「倪文正公年譜」所収「諭祭文」は、「文正」を「文貞」に戻して記している。

○榮寶齋出版社『中国書法全集57明代倪元璐』（一九九九年刊）所収の劉恒編「倪元璐年表」および「作品考釋」を参照して、書画作品の制作年代が判明しているものを《 》を用いて示した。数字は同書の収録作品番号である。

「倪文正公年譜」の巻首には、家譜が次のように略述されている。(傍線・波線は中華書局本による。以下同じ。)

先の文正公、諱は元璐、字は玉汝、別に鴻宝と号し、また園客と号す。先に在りては、宋の青州の人、兄の侗(かい)、弟の偁(しょう)、蹕(さきばらい)に従い南渡す。宣文閣学士の文節公思は、即ち偁の仲子なり。而して侗は紹興に判たり。因りて上虞(紹興の東、余姚の西で、その中間に位置し、曹娥江に臨む町)の賀溪に家す。侗の子の安、横山に徙る。後に五世の孫の文質、元時に兵を募り寇を禦ぐに功有るに当り、防禦千戸為り。子の彦忠仍お職を嗣ぐ。彦忠の子の春、洪武の時に賢良を以て徵(め)さるるも、赴かず。春の少子の述初、景泰(一四五〇〜五六)中、粟三千石を輸(おく)り、飢えを臨山の築城に賑(にぎ)わし、又白金三千兩を助くるに、朝廷之を義とし、璽書束帛を賜い、徵を受け郎に仕せんとするも、仕えず。述初の子は宴、宴の子は堂。堂は仰菴公、諱は鎧を生み、正徳庚午(五年、一五一〇)の郷薦を領(おさ)め、南城の知県を歴官す。仰菴公は南望公、諱は応蘄を生み、績学孝友にして、雨田公の貴を以て、文林郎に封ぜらる。南望公は雨田公、諱は凍を生み、万暦甲戌(二年、一六一〇)の進士なり。南駕部郎に官し、船政を定め、東南軍衛、之を尸祝す。撫、淮、荆、瓊の四郡の守を歴たり、是れ文正公の父為り、徙りて郡城に居す。

右の文章から判明する系図を整理すると次のようになる。



一五九三 癸巳 明 神宗 万曆二十一年 一歳

閏十一月十六日、府君（倪元璐）生まる。初め、大父（父・倪漣）、嗣（嫡子）を艱（葬儀）す。嫡母（母）の曹太夫人は出無く、伯父も又た疾錮（病氣）を以てし、是の年四十三に至るなり。生大母（生母）の施太夫人、白鶴の膏を沖くを夢み、而して府君適たま生まれ、犀を伏して頂を貫く。居ること数月、大父漫りに之に謂いて曰く、「爾の耳は此れに在り、爾の目は此れに在り」と。

一五九四 甲午 明 神宗 万曆二十二年 二歳

大父、内艱し服闋（や）み、荊州府の知府に補せらる。官に居ること十有二旬、而して漕撫の宿憾を以て、之を弾（ただ）し去る。

一五九七 丁酉 明 神宗 万曆二十五年 五歳

曹太夫人、幼きより『毛詩』を習い、終身忘れず、恒に府君を膝の間に置き、口もて之に授く。故に未だ塾に入らざるに、而して詩已に成誦し、大父は事に随う毎に対を命ず。炬を囲むに因りては、「紅炬白炭」と命じ、「黄卷青灯」と対す。髪を翦るに因りては、「光頭和尚」と命じ、「麻面書生」と対す。蓋し自らの謂いなり。皆声に応じて立ちどころに就き、思索に假（いとま）あらず。

一五九八 戊戌 明 神宗 万曆二十六年 六歳

外傳（外にあつて教える先生）に就く。

一五九九 己亥 明 神宗 万曆二十七年 七歳

嘗て大父の舟行に随い、月色皎潔なり、〈舟月を見る〉を賦するを命ぜらる。口もて五絶を成して云う、「憑欄看舟月、看月何須仰？ 水底有青天、舟行月之上。」と。

一六〇〇 庚子 明 神宗 万曆二十八年 八歳

大父、賓師に敬礼し、夕べ必ず共に飲す。一日、講ずる所の『左伝』（昭公十二年）の「右尹子革、倚相（楚の左史）の近きは〈祈招〉の詩を知る能わずと謂う、焉くんぞ能く遠きを知らん？」を叩（たず）ね、謂う所の遠き者は何をか指すと？ 師答うる能わず。先公、旁従り対えて曰く「遠き者は、即ち上文の『（三）墳、（五）典、（八）丘、（九）索』を指すのみ」と。大父、之を嘉（よみ）し、頂を摩して善きを称う。（注一）

一六〇一 辛丑 明 神宗 万曆二十九年 九歳

一日、親に侍して花下に觴（さかずき）し、退きて（牡丹の賦）數百言を成し、敢て大父に呈せず、以て太夫人に呈す。灯下に於て口もて自ら披誦し、琅琅然たり。大父、戸外自ら聞き知り、扉を推して入り、取りて視るに、中に「紫は則ち佳人の舞う袖、黄は帝治の垂るる裳の如し」の句有り。甚だ悦び、終に人後に落ちずと謂う。太夫人も亦大いに喜び、樽を挙げて相賀す。府君夜に読む毎に、太夫人必ず坐して待す。入るに及び、誦習する所の幾何なるか、属構（引いて書く）する所の若何なるかを問い、当を得なば則ち果餌を探して之を勞わり、始めて枕に就くこと、以て常と為す。

一日、庭を趨り、大父、水仙を指さして破（楽曲の第三段・曲の急なもの）を作らしめ、對えて曰く、「其の臭は蘭の如く、其の白きは玉の如し、春風意を得て、白を脱ぎて緑を掛く」と。又一日、舟行し、大父句を示して曰く、「緑水 青疇に遶る」と。「黄花 碧草を欺く」と對す。大父曰く、「彤雲の紫閣に籠むに若かず」と。又一日、客を送り、衣を解き腰間の金帯を指さして破をなさしめ、對えて曰く、「若し用て汝礪ぐを作さば、下らずして道存す」と。大父、驚き異し、他年、柱に題して曰く、「僅かに旋馬を容るるに疇誠に隘（せま）く、ただ祝奉するに詞隘からず。手ずから三槐を植うるも我做さず、兒子二郎必ず做さん」と。蓋し大父、公輔を以て府君に期す。其の後、司農に位す、旧（もと）外輔と稱し、則ち名も亦公の猶し。至尊隆遇（優遇）し、名あるも姓あらず、則ち礼も亦公の如し。節を尽すに及び、太保を贈られ、又爵は実の三公なり云々。

一六〇四 甲辰 明 神宗 万曆三十二年 十二歳

大母曹逝世す。疾篤き時に方り、頰（ひたい）を搏ち天に呼び、哀しみ号びて代わらんことを請う。大父、籲（よ）ぶ所の辞を得て、毎に長く慟（なげ）くを為す。

一六〇七 丁未 明 神宗 万曆三十五年 十五歳

時に大父、林居すること十余載、少宰の楊公時喬疏もて薦め、起ちて瓊州府知府に補せらる。大父、燕翼（補佐）するを以て自ら安んじ、雅（つね）に出づるを欲せざるも、辞を控えては命を獲ず、乃ち道に就く。將に発せんとするに、訓を留めて以て戒む。

一六〇九 己酉 明 神宗 万曆三十七年 十七歳（舉人）

府君夙に成り、而して大父初め童子試に応ぜしめず、当に其の人を驚かし乃ち鳴くを待つべく、嘯（わめ）き暗（さけ）ぶに何の益あらんと謂う。是に至り、郡・県・監司の三試皆第一なり、是の秋

遂に郷薦六十六人を領（おさ）む。時の試を主（つかさど）る者は、翰編の晋江の黄公国鼎、給諫の臨川の周公曰庠なり、詩四房を分考する者は、東陽令の漳浦の蔡公思充なり。督学使者は則ち陳公大綬なり。府君既に嶺（すぐ）れ、大父遂に疾を引いて帰り、以為らく堂構（子が父の仕事を受け継ぐ）に人有りて、焉くんぞ能く老いて風塵の吏たらんやと。関を捷（と）じ書を著して復た出でず。府君時に已に『星会楼稿』有り、盛んに国门に伝わり、市人之に因りて利を賈（あきな）い、摹印は三万余板に至り、字の漫滅し重鏤する者再びなり。行卷の広きこと、向（さき）に未だ有らざるなり。

一六一〇 庚戌 明 神宗 万曆三十八年 十八歳（会試落第）

公車、都に至る。家世儉僕なれば、大父之に故裘を遺るも朔風を禦す能わず、棘（科挙の試験場）漏（水時計）夜二十刻、疾作迅書して出で、濃淡を獲与せず。簡（選ぶ）に及びて牘を廢し、房考評して曰く、「此れ必ず英年異質なり、惜しむらくは未芸未だ称えず、暫く抑えて其の才老いるを以てし、大就（大成）を需むるのみ」と。

一六一一 辛亥 明 神宗 万曆三十九年 十九歳

客に府君の扇に書せし九日詩を携えて雲間に遊ぶ者有り。徵君陳公繼儒、之を見て驚歎し、以て仙才と為し、遂に赫蹏（薄い小さい紙）もて殷勤を致し、身もて之を先にす。是れ繇り声誉日に盛んなり。

一六一三 癸丑 明 神宗 万曆四十一年 二十一歳（二度目の会試落第）

再び公車に上るも第せず。

一六一四 甲寅 明 神宗 万曆四十二年 二十二歳

大父、厭世（逝去）す。府君哀毀し礼に過ぐ。今に迄んで喪祭の諸辞を讀む者、猶お泣（なみだ）数行下る。

一六一五 乙卯 明 神宗 万曆四十三年 二十三歳

吉水に間関（道が険しいさま）し、（墓）誌銘を鄒忠介公元標に乞う。公の天下の重望を負うを以て、大父と共に駕部に官たり。又皆江陵に逐客せられ、患を称し交わり難し。故に千里を遠しとせず云々。

一六一六 丙辰 明 神宗 万曆四十四年 二十四歳

八月 歸りて大父母を上虞の白馬湖に蔵（おさ）む。其の地、大父の自ら卜して以て親に依る所なり。

一六一九 己未 明 神宗 万曆四十七年 二十七歳 (三度目の会試落第)

三たび南宮 (会試) に試するも第せず。

一六二〇 庚申 明 光宗 泰昌元年 二十八歳

府君既に屢しば躓 (つまず) き、喟然として歎きて曰く、「達に窮するは固より命有り、要は無用の空言を以て歳月を消磨するに堪えず」と。読諷 (ただす) を作して自警す。又之に法を立て、多く場題 (試験問題) に擬し、箋に分けて壁に列べ、箋は各おの七題、日に一箋を抽く。伏して之を思い、義句皆備われば、則ち箋を焚いて引満 (酒を盃になみなみと満たして飲む) し、筆墨に形 (あらわ) さず。是の歲月の間に於て、胸藁累累として、果たして以て藁を獲たり。然して惟だ府君のみ至精彊記にして能く之を為し、他人の及ばざるなり。

一六二一 辛酉 明 熹宗 天啓元年 二十九歳

是の歳、会鼎生まる、是れ長子為り。

一六二二 壬戌 明 熹宗 天啓二年 三十歳 (会試及第・殿試及第・翰林院庶吉士)

偕 (とも) に吏を計る者 (こと) 三なり、始めて南宮 (会試) に捷 (か) ち二百二十八人第 (及第) し、従父の三蘭公と同榜なり。両主司は皆宰相、正は金谿の何公宗彦為り、副は秀水の朱公国祚為り、同に詩二房を考すは、右諭徳博羅の韓公日纘為り。

殿試に二甲二十名に第す。是れ文公震孟榜為り。礼部の政を觀、翰林院庶吉士に改めらる。

一六二三 癸亥 明 熹宗 天啓三年 三十一歳

官格科条の宜しきを失すを以て、竊に之を議す。而して身は修業の列に在り、抑えて未だ敢て言わず。

一六二四 甲子 明 熹宗 天啓四年 三十二歳 (翰林院編修・經筵展書官・記注纂修)

翰林院編修に除せらる。故事に、庶常 (庶吉士) の去留は、館閣の累試の名序に準じ、兼ねて物望を采ると。時に籍を上虞に隸 (したが) う者二人あり、例として並び留めず。府君は恬淡自如たり、又文は指斥多く、試は輒ち前ならず、而して同郷の譽を延く者日に至る。集まり議するに及び、前輩は多く同郷を右とす。首揆の葉文忠曰く、「倪某は文字を論ずる無く、只三年来片刺もて吾が門に及ぶ無し、已に人に一等を加うるのみ」と。乃ち府君を翰苑に留め、而して同郷を出だして給事中と為す。仲弟 (次男) 会覃生まる。

経筵展書官に充てられ、記注を纂修す。

一六二五 乙丑 明 熹宗 天啓五年 三十三歳 (殿試掌卷官・帰郷)

殿試に掌卷官に充てらる。節冊を奉じて德藩に封ず。冊封の事竣(おわ)り、即ち疾を引き、中途に就きて節を繳(おさ)め、假を乞いて里に帰り母を省みんとす。時に璫焰(宦官の魏忠賢一派が大々的に東林党の人士を逮捕し投獄し殺す)日びに熾(さか)んにして、刑賞顛(くつがえ)り乱る。府君朝に還りて言う無き能わざるを計るも、言わば則ち北堂(母)に憂いを遺す、故に疾を引いて帰る。客と新榜の名流を品題し、曰く「今春奇士多く中末に在り、止(ただ)翁解元のみ得て魁選に在り、榜の首卷本の房閱の時に及び、忽ち自ずから動き、其の神有るを知るなり。榜中の最少、万元吉、王敬錫の如きは、皆英美の姿あり。万は尤も奇杰、何、項諸君の後に在らず。大率甲子の登儁は才文多く、皆高古にして、亦是れ風氣一転し、此の世界応に此の文運有るべからざるが如く、其の運に升泰有らんや!」と。

一六二六 丙寅 明 熹宗 天啓六年 三十四歳 (帰郷中)

里に在り。

一六二七 丁卯 明 熹宗 天啓七年 三十五歳 (江西典試)

假満ち闕(宮中)に赴く。甫(はじめ)て至り、資序(資格順序)を以て命を奉じ江西に典試(郷試を掌る)し、薛給事国観之に副たり。時に璫焰日びに熾んにして、群小、前榜の試録の譏(そしり)に懲り、人の其の後を議すを畏れ、詔を矯めて主司に懸け、「朝政の令を誹謗す、坐して赦す無し」と。府君故に之に撓(たわ)め、「孝慈なれば則ち忠あり、皜皜乎として尚ぶべからざるのみ」を以て題するを命ず。「忠」は璫の諱に触れ、「不可尚」は爵の上公に進むを譏り、文廟を翼祠(助け祭る)し、人為舌を咋(くら)う。棘(璫焰)を撤(取り除く)するに及び、而して璫已に敗れ、幸いにして禍を免る。

(八月) 天啓帝崩御し、弟が即位し、崇禎帝となる。

一六二八 戊辰 明 思宗 崇禎元年 三十六歳 (翰林院侍読・経筵展書官)

正月 首めて国是を論ず。璫既に磔死し、余党、猶お津要(重要ポスト)に踞(よ)り、林下の諸賢を禁錮せんと欲し、力めて東林を攻め、又創りて孫党、趙党、熊党、鄒党の目と為り、一網の清流を以てす。

府君憤ること甚だしく、章を抗して論を極め、首めて上の為に別に之を白し言う。疏に曰く、「臣聞くならず、世に不平を持たば、則ち陰陽の戦起こり、人の失実を論ずれば、則ち挙措の道乖くと。臣、廷に在りて章奏するを見るに、凡そ崔（呈秀）、魏（忠賢）を攻むる者は必ず東林と邪党を並称す。夫れ東林を以て邪党と為すは、将（はた）復た何の名を以て諸を崔、魏に加えん。（後略）」と。末に復た韓熿、文震孟の当に用うべく、書院の当に復すべきを言う。

奏を疏し、而して逆党の御史の楊維垣力めて之を詆（そし）る。府君復た疏して曰く「臣の前疏の陳ぶる所は、正に台臣の楊維垣の為に於て発するなり（後略）」と。疏入りて可を報ず。海内頌を伝え以て名言と為し、而して廢を起すの旨、是に于て下さる。

四月

翰林侍読に遷り、『三朝要典』を毀さん（廢棄する）ことを奏す。略（ほぼ）曰く「臣、梃撃、紅丸、移宮の三案を觀るに、清流に闘う。而して『三朝要典』の一書は、逆豎（逆賊の宦官）に成る。其の議は必ずしも兼ね行わずんばならず、而して其の書は當に速やかに毀さざるべからず。（後略）」と。書奏し、閣票、部館の會議、意の存するは兩つながら可なり。上、慊（よろこ）ばず、「聴朕独断行」の五字を益す。部館の焚き毀すを以て奏覆するに及び、侍講の孫之獬之を聞き、閣に詣り力めて争い、繼いで以て痛哭し、復た疏して毀すべからざるの状を言う。天下に伝わり以て笑いと為り、言路相繼いで之を糾し、放免せらる。尋いで逆案に入るを定む。

五月

上諭し儒臣を奉先殿の前に會して『要典』を焚き、（国）史館に宴を賜い出だすことを宣付す。時に府君屢しば章を上り事を言う。蕭山（来宗道）謂いて曰く、「詞林の故事に、惟だ香を爇（や）き茗（ちゃ）を啜り、望みを養い遷るを待つのみと。何事ぞ多く言わんとは？」と。府君曰く、「趙用賢、徐中行は詞林の先輩に非ずや、抑（そもそも）何ぞ矯矯たらん？」と。来答う能わず、時人之を「清客宰相」と謂う。

経筵展書官に充てらる。

一六二九 己巳 明 思宗 崇禎二年 三十七歳（南京国子司業）

四月

南京国子（監）司業に遷り、祖制の積分に遵（したが）わんと欲するも未だ果たせず。

大母、性は舟車を畏れ、府君の籍に通じて後、未だ嘗て一たびも板輿に就かず。南雍（南京国子監）に遷るに及び、乃ち養を官舎に迎う。舎の左に修廊疎牖あり、双池を俯瞰し、為に曲橋朱楯を施し、

中は小舳を通し、鶴を放てば則ち枝を銜(くわ)えて駢舞し、霄漢に出入す。時に慈顔を奉じて以て笑樂と為す。

嘗て夢みて僧の経を誦するは経を写(か)くに如かずと謂う有り、大母因りて写経を命ず。乃ち虔(つつし)みて《金剛經》一部を書き、竟日にして畢り、一字も率(おろそか)にせず。見る者以て(白)樂天の復た出づると為す。後に会稽の姜孝廉公銓又重ねて其の家に鐫(ほ)る。

《14舞鶴賦卷(故宮博物院)》、《16三札冊(崇禎二年末から三年初の作)》

一六三〇 庚午 明 思宗 崇禎三年 三十八歳(右中允)

春暮

忽ち量りて右中允に移さる。府君、席初(ようや)くにして未だ煖(あたた)まらざるに、又将に裾を絶たんとするを以て、悵(うら)むこと甚だしく、蓋し後に資する者の南署の烽火を聞かざるを樂しみ、推移して前むなり。是に于て大母を奉じて里に帰り、親朋の介寿(長寿を祝う)の章を受けて後に発す。府君、南雍にて首めて士を抜き南闈の四人を獲寓す。蔣鳴玉、万寿祺、王寢大、張一如なり。

一六三一 辛未 明 思宗 崇禎四年 三十九歳

俸一級を加う。会試に闈(科挙試験場)を分し、詩一房に士二十四人を得たり。首卷の楊廷麟は、江右の名宿なり。館選の詩一房独り盛んにして、呉禎、楊廷麟、倪于義、王邵凡そ四人なり。

四月

上、旱(ひでり)を憂い、南郊に歩禱し、群臣従う。

一六三二 壬申 明 思宗 崇禎五年 四十歳(黄道周に官位を讓る)

《19家書(無錫市博物館)》、《20昨仲嘉兄薄暮過從尺牘》、《21致黄道周尺牘(崇禎四年末〜五年初作)》

(二月)

婦省を乞うも許されず。

五月

上、麥餅の宴を賜う。

八月

再び婦省を乞う。閣票、吏部に下す。故事に、部に下さば放を覆(くつがえ)さざる者無しと。上、忽ち伝えて票を改め、竟に復た留めらる。蓋し上の鑑知すること久しく、而して府君滋(ますます)鬱伊(心がふさぐ)たり。

九月

三たび婦省を乞う。

閏十一月

官を黄公道周に讓り、劉公宗周を召し還さんことを請う。略謂う、「右中允黄道周は学行双至、至清

俗を嫉み、經史に奥深にして、時宜に洞精たり。陛下試みに筆札を仮らば、自ら倚馬の万言たる可く、此れ誠に天下の奇才なり。天、陛下の為に此の一人を生み、天章を仰佐するは、偶然に非ざるなり。且つ道周、罪輔の錢龍錫を掬(すく)うを以て旨に忤いて降調せられ、未だ幾(いくばく)ならずして其の言卒(つい)に行わる、是れ陛下の道周を知ること久しきなり。臣謂らく陛下の今日の人を用いること、惟だ当に其の直に抗(あた)り氣有る者を取るべきのみと。……臣の自量は庸劣にして、遠く道周に遜る。陛下幸いにして臣の言を聴かれ、道周を原官に還し、而して臣を外に出だすは、猶お硃硤を棄てて良玉を得るがごときなり」と。又言う、「原の順天府尹劉宗周は、清恬鯁介にして、正に道周に類し、而して骯髒(直を好んで志を得ないさま)を以て間に投ず。天下本より人無く、其の人を得て又用いる能わざれば、安くんぞ望んで陛下の為に其の忠を奮うこと能くする者有らんや？此れ皆諸臣の過(あやまち)にして、昧(くら)きに非ずんば則ち忌み、以て告ぐるを入れざるのみ」と。納れず。

四たび帰省を乞う。初め、政府、府君の人望を以て、之を牢籠せんと欲す。去ると言うや輒ち留め、客の殷勤を致すを藉(か)り、略(くら)わすに美遷を以てす。府君之を謝し、退きて曰く、「吾平生、官を愛熱せず、要人の牢籠の内に居るを喜ばず、既にして鴻鵠挙ぐる能わず、其れ蚤蝨と狩るべけんや？今、石齋(黄道周)、九一(徐汧)已に去り、而して吾独り留まりて寵榮を享くるは、『覲(てん)たる面目有り(人間の顔をした野獣であるの意)』、詩(小雅・何人斯)は其れ我を謂うかな！」と。是れ由り引退益ます力む。

一六三三 癸酉 明 思宗 崇禎六年 四十一歳(左諭徳・日講官)

稍して左諭徳に遷り、日講官に充てらる。

以上「倪文正公年譜」卷一

《33 致倪獻汝尺牘一》

一六三四 甲戌 明 思宗 崇禎七年 四十二歳(右庶子・坊事)

右庶子に遷り、坊事を掌る。

十一月

五たび帰省を乞うも、許されず。再び疏するも、又許されず。

時政の得失を指し陳べ、制実、制虚各おの八あり。「制実八策」、「制虚八策」を上る。注2)

一六三五 乙亥 明 思宗 崇禎八年 四十三歳(国子祭酒)

寇禍（異民族侵略の災禍）に陳言す。是の年正月、賊、鳳陽を陥れ、皇陵の享殿を焚き、高牆の罪宗を放ち、知府の顔容暄を執らえて之を杖殺し、留守の朱国相、指揮の包文達皆戦歿す。故に府君忼慨して箸を借り（指で画く）、以て「寇禍非常にして、国家大いに辱めらる。此れ誠に陛下の臥薪嘗胆の時、諸臣の齒を嚼み拳を透（おど）らす日なり。（後略）」と為す。

四月

六たび帰省を乞う。

五月

七たび帰省を乞う。

六月二十八日

上、枚卜（広く占う）を以て翰林を召し、尚書自り以て編・檢及び九卿の堂上の官に至り、將に試するに票擬を以てせんとす。時に府君疾を引き帰るを求め、尚お杜門に在り、政府、香山（何公吾騶）の両使至り、謂うに、「上意久しく属す、機は失すべからず」と、即ち命召は蹇理に偃（ふ）す無し。文公震孟は病に方（あた）りて籍を註し、亦手書して駕を勧む。府君静に籌すること之を久しうして、歛然として起ちて曰く、「諸君誠に我を愛す、但し事固より然らず。（後略）」と。遂に堅く臥して赴かず。

八月

国子（監）祭酒に遷る。

九月

「士を造るの規條（八議）」を奏す。（分合流品、審定教法、慎選六堂、崇尚經学、申闡文体、分別選格、召試簡授、清楚歷事の八條。六堂は、国子監の教室のこと。）又「雍務六事」を奏す。（国学傾圮・亟応繕修、勲貴子弟・到監習読、養士錢糧・開申明白、例生咨撥・設方防詐、監生訐訟・所司移文知会、監地寥曠・属員遵制巡防の六事。）

十月

旨に遵い属を率い陵工を捐助す。

《34致倪献汝尺牘二》、《35敬問近祉日勝尺牘》

一六三六 丙子 明 思宗 崇禎九年 四十四歳（南に帰る）

正月

「聖恩を候（うかが）う」を奏す。

二月

諭を頒つを請い生徒を激励す。

時に上、春秋の学を重んじ、府君日びに生徒と講じて論じ、伝注に沾沾とせず、而して抛を引くこと

井然たり、『春秋問答』（逸書）と号（よ）ぶ。

以上「倪文正公年譜」卷二

四月

勲臣の（誠意伯）劉孔昭疏して府君を許（あば）き。罷めて帰る。烏程（温体仁）、府君の議を侵す

を銜（くわ）え、毎に以て之に中（あた）る所を思い、以て雅（つね）に時望を負わんとするも、遷延して未だ果たせず。

九月朔

車に登りて南に返る。舟中に『兒易』を作る。

十二月

舟將に省に抵（いた）らんとするに、使いを馳せて太夫人に白（もう）さしめ、「会（かなら）ず仏を雲棲に礼せんと欲す」と。府君乃ち輕舸もて固陵に渡り、迎えて会城に抵り、諸名藍を瞻、因りて卒歳（年末）を以てす。

《37題文石函軸（大阪市立美術館）》《38致倪献汝尺牘三（故宫博物院）》、《39致倪献汝尺牘四（同上）》

一六三七

丁丑

明

思宗 崇禎十年 四十五歳（城南築家）

二月

太夫人を奉じ里に帰る。

五月

宅を城南の羅紋に治む。府君、性は山水を好み、広廈を樂しまず、城南の雅僻に、緑疇碧水有り、目を南山に挙ぐを以ての故に此に卜築す。

十二月

規模略（ほぼ）成り、遂に入りて焉に居す。

《63林下信札冊（故宫博物院・崇禎十年～十五年の十六通）》

一六三八

戊寅

明

思宗 崇禎十一年 四十六歳（涂仲吉・黄道周・陳子龍と交流）

二舟を製す。小なる者（舟）は浅檻疎簾あり、城曲を往来し、手ずから「芥為之」の三字を題す。広き者は簾廬竹榻あり、深く湖山を問い、中に「鋤水」と榜し、外に「倪家船」と掲ぐ。興至らば輒ち賓故を召し、其の如（ゆ）く所を縦（ほしいまま）にす。日暮は則ち舟中に襍被（寝る）し、見る者知りて府君と為し、李、郭の仙舟の慕う有り。

太学生の涂仲吉、府君に謁し、遂に交わりを定む。是れより先、黄公道周数しば直言し、奪情せし（幸）相の武陵（楊嗣昌）に及び、又非常の格を破るに宜しからず、不祥の人を奉ずと言う。上、怒りを積み、廷杖し収繫す。涂は章を抗し掬（すく）うを論じて并せて杖せられ、俱に遣（左遷）を論ぜらる。戊（所）に詣り、便ち道すがら過ぎりて府君に謁し、旬日逗留し乃ち去る。（黄道周は、楊嗣昌・陳振甲らが「奪情」して入閣したことに反対し、上奏文を奉じた。『黄漳浦集』卷三「論楊嗣昌疏」「論陳振甲疏」参照。注3）

已にして黄公放たれ、亦江を渡りて東し、其の門士の陳公子龍、越州を司理し、並びに府君の廬に盤

桓し、時人以て「徳星聚まる」と為す云々。(黄道周は江西布衣政司都事に左遷され、帰途、泰山に登り、冬に余杭の大滌山書院に立ち寄り、陳子龍・倪元璐に逢っている。)

一六三九 己卯 明 思宗 崇禎十二年 四十七歳 (杜門)

杜門して却掃し(客を退け)、人事を屏謝し、車馬、公門に及ばず。里中の吉凶、弔いを重んじて賀を軽んず。

古今を斟酌し、家廟の時祭合享の礼を定む。

《58贈平遠詩画冊(上海博物館)》

一六四〇 庚辰 明 思宗 崇禎十三年 四十八歳 (著『兒易』)

『兒易』を著し成り、内と外の二儀に分く。

《59長公親翁婦尺牘》

一六四一 辛巳 明 思宗 崇禎十四年 四十九歳

三呉、両浙大いに飢う(大飢饉に見舞われる)。

又「村賑の法」を定む。

季弟(三男)の会念生まる。

以上「倪文正公年譜」卷三

《60秋来伏想尺牘》、《61致崑生尺牘(浙江省博物館)》、《62小壻婦尺牘》

一六四二 壬午 明 思宗 崇禎十五年 五十歳 (兵部右侍郎兼翰林院侍読学士)

十月 詔して府君を兵部右侍郎兼翰林院侍読学士に起たしむ。府君家に居ること七載、天下益ます多事にして、上、旧徳を思い、宜興、府君の命を拝せざるを慮り、故に枢を佐(たす)くるを以て環召するも、

府君、母の老いたるを以て辞を疏すこと甚だ力む。已にして畿輔の震え驚くを聞き、(時に閏十一月八日なり。)部檄して四方の兵を徴して援に入れ、府君瞿然として起ちて曰く、「詔して臣を以て枢に貳(補佐)し、而して警の前まざるを聞くに、義非ず」と。乃ち長く跽(ひざまず)きて太夫人に告ぐるに故を以てす。太夫人曰く、「吾尚お健飯なり、爾(なんじ)其れ諸に勉めよ!」と。府君又此の行を計り徒らに召に赴くに匪ず、王に勤(つと)むるを合議し、遂に家を毀して士を募り、号して義旅を召し、敢て死せんとする数百人を得たり。

十二月 《89致寰瀛尺牘》、《90客況新禧尺牘》

一六四三 癸未 明 思宗 崇禎十六年 五十一歲（戸部尚書兼翰林院學士・日講官・読卷官）

時に大師深く入り、良、涿自り南下し、臨清を破り、兵を分ちて二と為す。一は兗郡に趨り、一は濟寧に趨り、鉄騎三十万、連營九百余里、山を亘り流れを截ち、入るべき隙無し。（中略）身は百騎を率いて間進し、兩幟左右相望み、十余日にして京師に達す。時に計吏援兵は杳絶し、都門は昼閉ざし、京僚は府君の至るを聞き、一時に皆驚く。上、之を異とし、即日見を令す。首め彼と己との情形を奏し、次いで禦寇の機宜を奏し、次いで財を制して用いるに足る、兵餉の宜しく合うべきを奏し、次いで淮鎮の切謀及び截漕の末議を奏す。（中略）上、嘉し之を納る。明日、日講に補充せらる。

五月十一日 特に府君を簡（選ぶ）して戸部尚書兼翰林院學士と為し、日講は故の如し。（三做（実做・大做・正做））を上奏する。）

六月 桐城の諸生の蔣臣を薦挙して本部司務と為し、之に従う。

七月 「日講を辞す疏」に云う、「心計既にして粗く、精しく性命を言う暇なし。身は匏（ひさご）にして繋ぐ有り（無用者のたとえ）、兼ねて衣冠を典（つかさど）る能わず」と。上、旨を温め之を留む。

九月 殿試、読卷官に充てらる。

賊兵、陝西に盤踞し、半を分ちて宣、大に趨る。府君、上りて言事を密封す。旨の宜しく秘するべき有りて、遂に草を焚く。

時に李賊西に犯し、仁義を盜竊し、至る所風を望んで瓦解し、門を開き逆を款す。

十月十九日 上、枚卜の故事を挙げ、文華殿に齋宿し、金甌の二つを以て姓名を納る。

十二月二十五日 府君、自ら罷むを求むるを陳ぶも、報われず。

《91致寰翁尺牘（謝冰岩藏）》

一六四四 甲申 明 思宗 崇禎十七年 五十二歲

正月三日 上、倪元璐に伝え、令して原官を以て旧に照らし講職を専供せしめ、仍お部事の代を候うを視る。

正月二十日 論を奉じ賊の師を討つことを密議す。時に逆賊の李自成已に関中に拠る。

正月二十一日 賊の秦に入るを以て、河防の三議を申す。

正月三十日 蔣晋江（德璟）、練餉の失を惡み、数しば言を上るを為す。（中略）嗟乎！府君と晋江とは慮りを積み

二月二十九日
言を極め而して得ざる者なり、乃ち之を一怒の余に得たり、聖英の転圜（挽回）すること此の如し。大計を敷陳す。時に賊已に河を渡り、上、閣輔に集議を命ず。

賊、畿輔に逼り、守禦遏援の策を陳ぶ。又青宮に命じて宋康王の故事に循い、軍を撫して南のかた出で、以て東南の気を鼓し、近道の心を繋がんことを請う。未だ報ぜず。

三月五日

又家書を馳せて曰く、「脱（も）し不測有らば、幸いにして好く謝して太夫人を慰めよ」と。

三月十九日

（李自成が正月に、西安で建国して大順と号し、三月十五日に居庸関を破り、十七日に京師を包囲し、十八日に外城を攻め、崇禎帝に縊死を逼り、十九日朝、内城を攻め破り、崇禎帝は煤山で縊死した。）辰晷（とき）に、都城陥る。府君之を聞き、束帯して闕に向かい、北して天子に謝し、南して太夫人に謝す。畢り、酒を挙げて関壯繆（関羽）の絵像に酌（そそ）ぎ、亦自ら浮満す。（中略）遂に案に題して曰く、「南都尚お為す可し。死は、吾が分なり。棺を紵（むす）ぶ母れ、以て吾が痛（かなしみ）を志（しめ）さん」と。帛を以て自ら経（くび）れて絶ゆ。嗚呼！ 天なるかな！

以上「倪文正公年譜」卷四

（注）

1 『春秋佐氏伝』昭公十二年に次の文がある。「左史倚相、趨り過ぐ。（楚）王曰く、『是れ良史なり。子善く之を視よ。

是れ三墳・五典・八索・九丘を読む』と。（右尹子革）対えて曰く、『臣、嘗て焉（倚相）に問う。昔、穆王、其の心を肆にせんと欲し、周く天下を行りて、將に皆必ず車轍・馬跡有らんとす。祭公謀父、〈祈招〉の詩を作りて、以て王の心を止め、王、是を以て、祇宮に没するを獲たり。臣、其の詩を問うに、（倚相）知らず。若し遠きを問わば、其れ焉ぞ能く之を知らん』と。」

2 「制実八索」とは、離挿交（挿は、挿漢の大酋の虎墩免愁をいう）、繕京邑、優守兵、靖降部、益寇餉、儲辺才、奠輦轂、嚴教育をいう。また「制虚八索」とは、正根本、伸公議、宣義問、一条教、慮久遠、昭激勸、励名節、明駕馭をいう。

3 河内「黄道周年譜附蔡玉卿」（大東文化大学書道学会編『大東書学』2、55頁）参照。